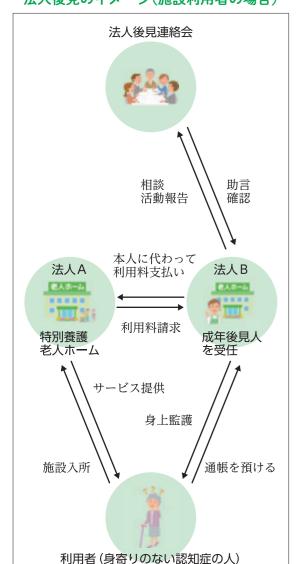
#### 法人後見のイメージ(施設利用者の場合)



# 後見人候補者調整会議を

き、

7法人から後見人候

を構築し、 度の利用促進を図ることが目互に連携しながら成年後見制 足の解消に向けて取り組んで 身上監護を主に必要とする人 的です。日常的な金銭管理と を対象に、 いきます。 後見人の受任者不 法人後見の仕組み 主な業務は次の通

●制度の普及啓発、 相談対応

3 市町、

専門職が参加す

候補者になります。

などの基本業務

などを行うに開催し、法人の後見活動に開催し、法人の後見活動 ないため、他法人が後見人に後見人になることができ※利用先と同一施設の法人 補を選ぶ

3市町が法人後見を軸に相

成年後見制度の利用促進を図る取り組複数の法人が受任できる仕組みを構築

み



1\_署名した協定書を持つ(左から) 葛巻町の鈴木重男町長、田村正彦市長、岩 手町の佐々木光司町長 2\_田村市長と協定書を取り交わす各法人の代表者

#### 全国初

### 社会福祉法人が連携し 後見受任する新体制を構築

手町)、誠心会(葛巻町)、

日新

安代会(八幡平市)、春陽会(岩

人の西根会、みちのく協会、

月10日、

社会福祉法

成年後見制度の利用を促すため1月10日、八幡平市と葛巻町、岩手町 の3市町は、社会福祉法人7法人と協定を締結しました。全国初となる 協定の内容と、成年後見制度について紹介します。

協定締結式

市町は1

経験の中で、 協定を締結しました。 市)の7法人と成年後見の受け 福祉会(盛岡市)、松実会(滝沢 人れ体制や広域連携に関する

在宅や施設の相談業務24年の 会福祉士の髙橋千恵子さん。 る高齢者の きっかけを作ったのは、 人権を守りたいと 問題を抱えてい

でも、 権利や財産を守るために活動 の専門職が選任され、 や司法書士、 見人には親族のほか、 支援する制度のことです。後 財産を管理して本人を保護、 どが必要な手続きを代行し、 できるように、成年後見人な の判断ができなくなったとき や障がいによって自分で物事 しています。 安心して暮らすことが 社会福祉士など 本人の 弁護士

3市町と7法人が協定締結 本市、 岩手町、 葛巻町の3

> 平成30年から準備を進め、 地域包括支援センターへ相談。

市

職員とともに6法人を回って

盛岡北部成年後見ネットワーク事業

盛岡北部法人後見受任体制

# 複数の法人が後見する仕組み

社会福祉士の研修会で、

いう思いが形となりました。

## 認知症である入所者の預金 法人では解決できない課題

は、複数の法人で相互に協力

したら解決できると思い、

(法人後見)を知っ

た髙橋さん

人が後見人を受任できること

せます。 報酬費用の負担などの課題が 任者の不足、手続きの煩雑さ、 きなかった」と悔しさをにじま ず「あの時はどうすることもで 経済的虐待を防ぐことができ ができないことが課題でした。 会福祉士は後見人となること 得ないケースが過去にありま 山積みでした。 した。入所者と同一施設の社 あっても、 家族が使い込む危険性が ほかにも、 通帳を渡さざるを 後見人受

感じていたこと。

共感しても

らえた」と振り返ります。

経験は、それぞれの法人でも 髙橋さんは「今まで悩んできた 連携の必要性を説きました。

法

献していきたい」と気持ちを引

さんは「これからが本番。

協定の締結を見届けた髙橋

入所者や在宅の高齢者、

障が 施設 法人後見で地域に貢献

い者をサポー

地域に貢

社会福祉法人西根会 特別養護老人ホーム むらさき苑 施設長補佐 髙橋 千恵子

#### こんなときは成年後見制度を利用することで解決できます

悪徳商法に不安なBさん しました。 悪質業者からの電話があ

将来が不安なDさん

になりました。 症になったとしても、 れました。今後、 息子が後見人になってく してくれること もし認知

契約を取り消してくれるよを結んでも、後見人がそのたとえ、だまされて契約

うになり、

安心して過ごせ

# 金銭管理ができないAさん

身寄りがないCさん

困ってしまいました。 母が病気で倒れ、Aさ に任せていました。ある日、どで手続きをするときは母 金銭管理が苦手で、 知的障がい者のAさんは Aさんは 銀行な きました。介護サービスを約することが難しいと感じ

一人暮らしが不安になっ

Cさんは物忘れが増え、

ました。今後もサポートしに銀行で手続きをしてくれ てくれることになり、 安心 り、自宅で生活を続けられ てくれました。今後もサ後見人が代わりに契約し

今後もだまされないか不安 れが増えてきていたので、になりました。最近、物忘 Bさんはだまされそう

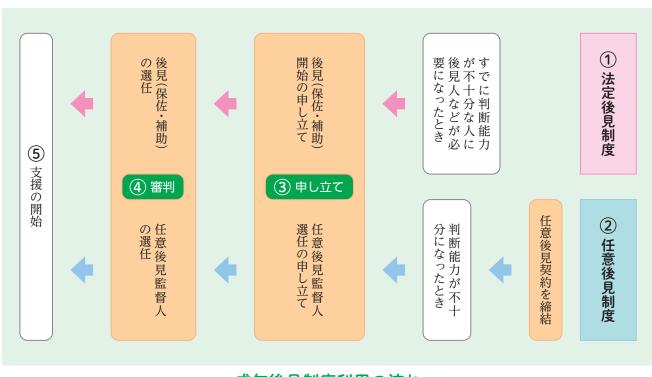
るのかと不安を感じていままったら、誰が支えてくれ した。 衰えを感じたDさんは、 年を重 ねるうちに体力 もの

のはちまんたい

成年後見制度とは?

成年後見制度とは、

認知症



#### 成年後見制度利用の流れ

② 任意後見制度

場合は、専門職に依頼する方 後見受任者)が身近にいない 法もあります。 を引き受けてくれる人(任意 後見契約を結びます。後見人 見人を選び、公証役場で任意 るための制度です。自分で後 力が不十分となった時に備え 将来、認知症などで判断能

### ③申し立て

❹自宅などの不動産の管理

◎身上監護

法的手続き

人や配偶者、四親等内の親族、 制度を利用したい時は、本

祉制度の契約、入院の手続き ●介護保険制度や障がい者福 あります。 見制度」と「法定後見制度」が 成年後見制度には「任意後

# ① 法定後見制度

護、支援する制度です。本人 り家庭裁判所によって選任さ 状態のときに、申し立てによ なります。 えられる同意権・代理権・取 に分けられ、後見人などに与 の判断能力の程度によって れた後見人などが本人を保 消権の権限や職務の範囲は異 「後見・保佐・補助」の3種類 すでに判断能力が不十分な

# 後見人に依頼できること

は次の通りです。 大きく分けて「財産管理」と 身上監護」があり、 後見人に依頼できることは 主な活動

### ◎財産管理

③相続や不動産の処分などの の金銭管理 療費、介護費用の支払いなど 2年金の受け取り、税金や医 ❶預貯金通帳の管理

成年後見制度についての相談窓口		
成年後見制度のこと を詳しく知りたい	市地域包括支援センター (市役所健康福祉課内)	☎・内線 1093
任意後見制度につい て相談したい	盛岡公証人合同役場	<b>☎</b> 019-651-5828
家庭裁判所で手続き をしたい	盛岡家庭裁判所	<b>☎</b> 019-622-3457

判所へ申し立てをします。 任意後見受任者などが家庭裁

### 4審判

判を行います。 度や後見人候補者などを調査 職員は、本人の判断能力の程 し、後見人などを選任する審

# ⑤ 支援の開始

が開始されます。 本人に後見人が付き、支援

申し立てを受けた裁判所の

# 後見人ができないこと

ではありません。後見人が付 など、全てを任せられるわけ 時の身元引受人にはなれない いても親族の協力は必要です。 後見人は、入院や施設入所 認すること 2本人の状況に変化がないか 定期的に訪問し生活状況を確